東京女子師範学校における保育者養成の試み —「保姆練習科」をめぐる史的考察 —

浜 野 兼 一 Hamano Kenichi

キーワード:保育者養成、制度、歴史、女子教育

はじめに

本稿は、保育者養成に関する史的研究の一環として、明治期における保育者養成に係る制度 設計の展開やその目的、成果などをめぐる問題について、東京女子師範学校の保姆練習科に焦 点をあて考察するものである。

東京女子師範学校における保育者養成という点から先行研究を概観してみると、これまでは、幼稚園制度の始まりや成立、附属幼稚園の施設や保育内容等の観点から主として研究がなされている¹。これらの研究のうち、東京女子師範学校保姆練習科の第1回卒業生に着目した立浪澄子の研究は、史的展開の一端を明らかにしているという点で意義があると言える。

このように、先行研究では、本稿で考察する論点について一定の研究成果が蓄積されている。 しかし、東京女子師範学校保姆練習科に焦点をあて、同校における制度設計の目的や背景、そ の意図をめぐる検討という側面から考察している研究は、管見ではほとんどみることができな い。

そこで本稿では、先行研究に学びながらも、我が国の保育者養成の黎明期における特質をとらえ直すために、東京女子師範学校の保姆練習科の展開をひとつの事例として、そのあり方や役割などについて考察する。

本稿において東京女子師範学校の保姆練習科を考察の対象のひとつとして注目した理由は、明治期前半における保育者養成の諸状況が停滞するなかで、東京女子師範学校はそれを打破しようとする意図をもって保育者養成を進めようとしていたからである。次節以降で述べるように、東京女子師範学校は初等教育をつかさどるのが小学校だけでなく、幼稚園も含まれるという見方を示していた。そして、このような考え方が示された背景についても検討していく必要があるであろう。いくつかの論点の考察により、史的側面から保育者養成の意味をとらえ直すこととしたい。

以上を踏まえて、本稿においては、次の三点について考察する。①「学制」発布以降における幼稚園の制度化の過程と東京女子師範学校の役割の検討、②東京女子師範学校に「保姆練習科」が設置された背景や小学校教育との関わりなどについて、③カリキュラムのなかにおける幼稚園保育の位置づけや保姆練習科の動向についての考察。

1 幼稚園の制度化の過程における東京女子師範学校の役割

我が国の幼稚園制度を教育法令との関わりという点からみると、1872年(明治 5)年制定の「学制」に制度構築の出発点が求められる。「学制」のなかには初等教育をつかさどる小学校が規定されたが、これとは別に「幼稚小学」が盛り込まれることとなった。しかし、政府が設置普及に力を入れた小学校に比して幼稚小学の設置や法令、規定の整備はほとんど進まなかったのである。

表1に示すのが、「学制」発布から明治32年までの関連法令等における幼稚園の位置づけである

表1 教育法令の中の幼稚園と関連諸規則(明治5~明治32年)

年	学校体系における幼稚園の位 置づけ	備考
明治5	「学制」の条文に 幼稚小学 の 名称が示される。	幼稚小学については、 <u>6 歳までの男女に小学入学</u> 前の予備教育を施すことを目的とすることが定め られていた。
明治 12	「教育令」第1条に 幼稗園 の 名称が示される	明治 12年 (1879年) に制定された「教育令」では、 「学制」に盛り込まれた「幼稚小学」に代わって「幼稚園」の名称が用いられた。 ⇒第 66条には「学令以下ノ幼児ヲ保育センガ為 ニ幼稚園ヲ設クルコトアルベシ」という規定がある ² 。
明治 13	「教育令改正」第1条に 幼 穉 園の名称が示される	
明治 23	「小学校令(第2次)」	市町村ハ幼稚園図書館盲唖学校其他小学校ニ類ス ル各種学校ヲ設置スルコトヲ得(第40条)
明治 32	「幼稚園保育及設備規程」制定	「幼稚園保育及設備規程」が全国的基準として制定された。これにより、幼稚園における保育の目的や内容、編制などについて具体的規定が示されることとなった。

(文部省『学制百年史』をもとに作成)

以上から、明治32年「幼稚園保育及設備規程」の制定に至り、それまでの幼稚園で主流となっていた恩物中心の保育が見直されることとなった。また、規程の制定が幼稚園を公的な機関として位置づける端緒となったのである。このように、就学前の教育や保育に対する明治政府の消極姿勢がみられる状況ではあったが、我が国の幼稚園は着実に制度確立への一歩を踏み出す

東京女子師範学校における保育者養成の試み - 「保姆練習科」をめぐる史的考察 -

ことになる。

ここで、保姆(保育者)の養成という点に目を向けると、1876年(明治9年)11月に附属 幼稚園を創設した東京女子師範学校の保育者養成カリキュラムに、師範学校における保育者養 成の出発点が求められる³。幼稚園の制度化に向けた規程整備という具体的な動きがみられる 以前に、こうした取り組みがなされていたことは、特筆しなければならない。

このような背景により、我が国最初の幼稚園を創設した東京女子師範学校の取り組みや諸規則が、幼稚園や保姆養成のモデルになってゆくという構図が形成される。したがって、前述の明治32年「幼稚園保育及設備規程」の制定に至るまでのあいだは、1877年(明治10年)に制定された東京女子師範学校附属幼稚園規則⁴が、その後各地に設立される幼稚園の趣旨や目的、保育内容策定の拠り所となっていたのである⁵。そして、これと並行するかたちで東京女子師範学校は、女子の教員(保姆)養成という点でも先駆的な役割を担うことになる。

では、東京女子師範学校における教員養成とはいかなるものであったのか、またそこに保姆 (保育者)養成という視点はどのように位置づけられるのだろうか。

同校の規則には、教員養成について次のような条文がみえる6。

第一章 養成ノ要旨

第一条 当校ハ小学教員タルベキ女子ヲ養成スル所トス

第二条 教科ハ小学ノ教員タルニ要用ナル諸学科、及教育ノ理論、諸科ノ教授術ヲ専ニシ兼テ

幼稚保育術ニ及フ故ニ当校ノ教科ヲ卒業セル者ハ小学教員タルノミナラス幼稚 園ノ保姆タルニモ堪フへシ

条文をみると、第1条で女性の小学校教員を養成することを主たる目的に掲げている。一方、第2条では、小学校教員に求められる諸学科の知識や諸科の教授術とともに「幼稚保育術」の習得が明記されている。つまり、東京女子師範では小学校教員と幼稚園保姆の両方の知識・技能を持ち合わせた教員を養成することを志向していたことになる。

2 東京女子師範学校における「保姆練習科」の設置

前節で述べたように、東京女子師範学校では、師範生に「幼稚保育術」の習得を課した。しかしながら、小学校の就学率が伸び悩んでいる当時にあって、東京女子師範がいうところの「幼稚保育」を取り巻く状況は厳しいものがあった。こうした状況は「全国諸地方ニテモ亦幼稚保育」必要ヲ認メ、本校附属幼稚園ヲ模倣シテ之カ開設ヲナスモノアルニ至リシカ各地トモ保姆養成ノ機関未ダ備ハラザリシガ故ニ困難ヲ感ズルコト少ナカラザリキ⁷」という一節にも映し出されている。

このような状態がその後も続いていくという点に目を向けると、例えば小林二郎は明治 17 年に公刊された『学事示論』のなかで次のように述べている。すなわち「完全ナル幼稚園ニ於

テ保育ヲ受ケタル児童ハ他日小学校ニ入ルニ当テ身体ノ周旋ニ潤ヒ精神ノ作用ヲ敏ニスル等保育ヲ受ケサルモノニ優レル少々ナラス然レトモ今之レヲ各地ニ設置スルニ至ラサルヲ以テ暫ク学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ準ヒ幼児ノ保育ニ従事スルコトアラハ教育ノ功績豊⁸」と述べ、幼稚園保育の効果を認識しながらも、就学前の保育というアプローチを幼稚園だけで進めていくことが困難であるとしている。

以上のような背景を踏まえつつ、東京女子師範学校は社会的要請に応えるという立場を崩さず、保姆養成のためのコース設置を具体化しようと考えた。次に示す資料で保姆練習科の設置 時期と概要を確認しておきたい。

本校は各地よりの需要に応じ保姆見習と称するものを置きて保育に必要なる教科を授け、以て一時的供給をなし来りしが、時勢の要求は一層大規模の保姆養成機関を必須とせしを以て、明治十一年六月二十七日保姆練習科を設置し、修業年限を一箇年とし、大約二十歳以上四十歳以下の者を入学せしむる事と規定せり⁹

上記を要約すると、「保姆見習と称するもの」により一時的に保姆養成を行ったが、これでは不十分であったため、明治 11 年 6 月に修業年限一箇年の「保姆練習科」を設置した、ということになるであろう。また、入学を許可するにあたっての対象年齢は「二十歳以上四十歳以下」となっている。対象年齢の幅が広くなっているのは、当時の保姆に対する見方と東京女子師範学校の保姆練習科で意図するところの保育者像が背景にあるのではないだろうか。

なお、「保姆練習科」は、修業年限が一箇年とされたが、これは練習科として生徒にほどこす教授内容の分量や教育計画などを勘案して、なおかつできるだけ早く保姆を養成したいという意図から決定されたと考えられる。

次に、東京女子師範における保育に対する考え方や、同校が「幼稚保育法」と称して取り組んでいたこと、そしてこれらの動きに関連する状況を資料で確認しておきたい。その内容を以下に示す。

幼稚保育法

当校附属幼稚園ノ幼児保育ハ従来該園保姆専ニ之ヲ□任シ且保姆練習科ヲ置キ保姆タルヘキ生徒ヲ養成セルヲ以テ師範生徒ハ第一級ニ昇リテ後練習小学実地教授ノ余暇ヲ以テ 僅ニ之ヲ参観スルニ止レリ¹⁰

上記の資料によると、附属幼稚園の幼児保育については、本科の最終段階である第一級において、中心的内容である練習小学の実地教授に取り組み、そのなかで使える時間(余暇)をみつけて参観するにとどまっている、としている。しかも「僅ニ之ヲ」と記されていることから、時間的にも極めて少なかったことが推測される。

こうした状況が出てくる背景のひとつとして、「幼児ノ保育法ハ女子ノ最注意スヘキ所ニシ

東京女子師範学校における保育者養成の試み - 「保姆練習科」をめぐる史的考察 -

テ幼稚園ト小学トハ固ヨリ初等教育ノ相連接セル¹¹」との認識をもっていたことがある。幼稚園を修了してから小学校に入学するという考え方がほとんどない時期に、東京女子師範が幼稚園と小学校の「連接」に目を向けていたことは注目すべきであろう。

このような考え方は、東京女子師範による「小学ノ教員タルニ要用ナル諸学科ノ外ニ又幼児ノ保育法ヲ学ハシメ卒業ノ上ハ小学教育タルノミナラス幼稚園ノ保姆タルニモ堪フへカラシム¹²」という見解や、師範生が「完全ナル女教員トナルコト¹³」を志向したというところからもうかがい知ることができる。

したがって、この時期の東京女子師範学校では本科生徒に保育の素養の習得を求めながら、 これと並行して保姆練習科を運営していたことになる。

3 カリキュラムのなかの幼稚保育

本節では、保姆練習科の生徒が学んだであろう幼稚保育が、カリキュラムのなかにどのよう に位置づけられていたのかについて考察する。まず、表2で幼児、児童、生徒の在籍状況を確 認しておくことにする。

20 1978 70 EX 1 10 17 15 17 15 17								
		生 徒	現	数 表				
種 別		現員		増	員		減員	
本 科 生 徒	女	105				女	16	
保姆練習科生徒	女	11					•	
練習小学生徒	男	66	180			男	4	
林百小子生徒	女	114				女	2	6
分班 围 分 旧	男	51	105	女	9	H	3	
幼稚園幼児	女	54				男		
ØŞ ≘L	男	117	401	-1		男	7	05
総 計	-tr	248	401	女	9	+	10	25

表2 幼児、児童、生徒の在籍状況(明治11~12年)

(『東京女子師範学校年報 第3』に基づいて作成)

上記の表は、2年間の推移を示したものであるが、幼稚園幼児の女子が9名増えたという点を除けば、全体として減少傾向がみられる。こうした数字が出てくる背景には、当時の女子教育の置かれた諸状況や社会的風潮があると考えられる。保姆練習科の生徒については11名の在籍となっているが、その詳細については東京女子師範の学校年報に次のような記述が示されている。

保姆練習科生徒ハ前学年三月創メテ募集セシ以来更二入学セル者ナキヲ以テ其人員 ハ前学年ニ同シク総テ十一人ニシテ本学年七月□ク卒業セリ其ノ年齢ノ最長ナル者ハ 三十八年一ヶ月最少ナル者ハ二十一年九ヶ月ニシテ之ヲ平均スレハ二十四年二八トナル¹⁴ つまり、保姆練習科では 21 歳から 38 歳までの生徒が幼稚園保育を円滑に実践するための知識や技術を学んでいたのである。

次に、表3でカリキュラムのなかに幼稚園保育関連の教科目がどう位置づけられているのか を確認する。

表3 本科課程表

学	年	第三学年	
学	期	前期	後期
等	級		
学	科	第二級	第一級
修	身	修身学 一	
家政学			
格	物	物理学 三	
数	学	三角学 二	
文	学	名家文粋 二	
		作文	
図	画		
裁	縫		
音	楽	唱歌 三	
体	操	徒手/器械 演習 三	
教	育	教育論 六	
		小学教授術 一〇	小学実地教授
		幼稚保育術 三	幼稚園実地保育

(『東京女子師範学校年報 第3』に基づいて作成)

表3は本科課程表の一部を抜粋したものである。「教育」という学科は、第3学年ではじめて学ぶ領域として設定されている。それぞれに割り当てられている単位数から、当該学年において重点的かつ中心的な教科目であるということがうかがえる。

「教育」の各項目については、教育論が「心理ノ要旨、智育徳育体育ノ要理」、小学教授術は「修身訓、実物課、読書、作文、図画、算術、地誌、博物学、物理学等ノ授方」、そして幼稚保育術においては「実物課、玩器用法、唱歌、遊嬉、体操等ノ授方」がそれぞれ内容として設定されている¹⁵。幼稚保育術の玩器用法、唱歌、遊嬉といった項目は、幼稚園保育の現場に直結するものである。保姆練習科の生徒は、こうした学びを通して幼稚園における保育の実践的技能を見に付けていったのであろう。

しかしながら、女子教育を取り巻く状況は厳しく東京女子師範学校にもその波は打ち寄せてきていた。このネガティブな風潮が保姆練習科の存在に暗い影を落とすこととなった。結局、「明治十三年の校則改正にて、本科生徒に幼児保育法をも学習せしむる事となりしを以て、保姆練習科は同年八月廃止せられたり 16 」ということになり、その役割は本科のカリキュラムに統合された。

廃止ということにはなったが、保姆練習科の卒業生が東京市少石川私立幼稚園主や東京市深川区明治小学校訓導として¹⁷ その職責を全うしたという点を考えると、幼稚保育の普及と発展に保姆練習科の果たした役割は決して少なくなかったといえよう。なお、幼稚園や保育を取り巻く社会情勢の変化により、東京女子師範学校の保姆練習科は明治 20 年代の終わりに再び設置される¹⁸ということも付け加えておきたい。

おわりに

以上本稿では、明治期おける保育者養成の在り方や意義の一端を明らかにするため、東京女子師範学校の教育目的や保育に対する考え方にも目を向けながら、同校の保姆練習科を中心に制度としての目的や位置づけ役割などについて考察してきた。

第1節では、学制発布以降における幼稚園の制度化の過程で東京女子師範学校がどのような 役割を果たしてきたのかについて論点の検討と分析を試みた。この結果、東京女子師範学校が 幼稚園の制度化に主導的役割を果たすとともに、師範生に対して小学校教員と幼稚園保姆の両 方の知識・技能を習得させることを志向していた、という点が明らかとなった。

第2節においては、東京女子師範学校の「保姆練習科」の設置に着目し、その目的や背景を考察した。これにより、女子教育に対する考え方や環境が整っていないというなかにあっても、東京女子師範学校は幼稚園保育に向けられた社会的要請を前向きにとらえ、保姆養成のためのコース設置を推し進めたという点が浮かび上がった。

第3節では、カリキュラムのなかの幼稚保育を検討するため、本科の課程や師範生の在籍状況などを中心に分析を試みた。この結果、「教育」の領域の中に幼稚保育術や幼稚園実地保育が盛り込まれ、現場の実践につながる学びが展開されていたということが明らかとなった。

今後の研究課題としては、まず、本稿で取り上げた東京女子師範学校以外の保育に対する取り組みについて検証する必要がある。また、本稿で考察することができなかった保姆練習科のその後の状況についても検討しなければならない。なお、これらは、明治期における我が国の幼稚園制度や保育の諸政策、保育者養成の実態などをめぐる動向の中で考察したい。

〔付記〕本稿は上田女子短期大学研究助成費による成果の一部である。

- 1 先行研究としては、立浪 澄子「東京女子師範学校保姆練習科第1回卒業生たちのゆくえ」(『日本保育学会大会研究論文集(47)』1994年 12-13 頁所収)、湯川 嘉津美「東京女子師範学校附属幼稚園の成立」(『上智大学教育学論集(30)』1995年 110-140 頁所収)、秋山 治子「東京女子師範学校附属幼稚園の保育音楽について:先行研究の検証及び音楽美学的立場からの考察(人文・社会科学篇)」(『白梅学園短期大学紀要 33』1997年 57-72 頁所収)、柳澤 澄子「お茶の水女子大学における「衣生活」に関する教育・研究(1881-1992)」(『生活工学研究1(2)』1999年 2-8 頁所収)、小川 澄江「東京女子東京女子師範学校附属幼稚園の創設と中村正直の幼児教育観-東京女子師範学校附属幼稚園創設以前の幼児教育を中心に」(『国学院大学栃木短期大学紀要(34)』1999年 25-46 頁所収)、清水 陽子・高橋 清賀子「豊田美雄の講義ノート「代்録」にみる明治初期の保育内容(短期大学部保育科)」(『西南女学院大学紀要12』2008年 175-183 頁所収)、牧野 由理「幼稚園黎明期における造形教育の研究(1)」(『美術科教育学会誌(31)』2010年 343-352 頁所収) などがある。
- 2 この規定では、学令以下ノ幼児としていることから、幼稚園が小学校の下の段階(就学前)に位置 づけられるものと認識されているのがわかる。
- 3 我が国最初の幼稚園として設立された東京女子師範学校附属幼稚園では、いわゆるフレーベル主義 に基づいた幼児の自己活動や集団保育が重視されたことから、以降設立される幼稚園に西欧的幼稚 園教育のモデルを提示することとなった。
- 4 規則の第一条では「幼稚園開設さノ趣旨ハ学齢未満ノ小児ヲシテ天賦ノ知覚ヲ開達シ固有ノ心思ヲ 啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ」としている。
- 5 保育内容としては、3 つの科目(第一 物品科、第二 美麗科、第三 知識科)と 25 の子目(五彩玉ノ遊ビ、 三形物ノ理解、貝ノ遊ビ、鎖ノ連接、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、 剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、 計算、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯)が示されていた。
- 6 東京女子師範学校『東京女子師範学校年報 第6』(明治12-13) 8頁。
- 7 東京女子高等師範学校編『東京女子高等師範学校沿革略志』大正4年 19-20頁。
- 8 小林二郎編『学事示論』明治17年22頁。
- 9 前掲『東京女子高等師範学校沿革略志』19-20頁。
- 10 前掲『東京女子師範学校年報 第6』4頁。
- 11『同前書』。
- 12 『同前書』 5 頁。
- 13 『同前書』。
- 14 「同前書」 31 頁。
- 15 『同前書』 21 頁。
- 16 前掲『東京女子高等師範学校沿革略志』19-20 頁。
- 17 東京女子高等師範学校『東京女子高等師範学校一覧』明治39、40年379頁。
- 18 前掲『東京女子高等師範学校沿革略志』47~48頁。同資料には、「保姆練習科は明治二十九年七月 の規則改正にて設置せられ、十月授業を開始せり。当時各府県に於ける幼稚園は其の数二百以上に 達せるに保姆養成の機関は依然として発達せざりしを以て、本校は此の欠陥を補はむが為めに保姆 練習科を設けしなり。」という内容が示されている。